

生徒心得

1、服装

- (1) 服装は端正・質素・清潔で生徒らしいものを着用すること。
- (2) 通学の際は所定の服装を着用すること。
- (3) 校章・系章は所定の位置につけること。
- (4) 上着をとることを許された時は本校指定のカッターシャツとし、裾はズボンの中に入れること。
- (5) 校内でのコート・マフラーの着用は禁止する。
- (6) 頭髮は清潔にし、目立った髪形を禁止する。

2、言語態度

- (1) 言語、態度は端正で品位あることがのぞましく、言動に対してはすべて責任をもつこと。
- (2) 目上に対しては常に礼を尽くし、敬意をもって接すること。
- (3) 上級生に対しては相応の礼を尽くし、下級生に対しては友愛の念をもって接すること。
- (4) 友人に対して粗暴野卑な言動は慎むこと。
- (5) 物事の解決については、独断にはしることなく、また暴力は絶対に用いてはならない。

3、校内

- (1) 校舎を愛護し、校内外を常に清潔にし、環境の整備に努力すること。
 - イ、清掃は毎日必ず行い、お互いに汚さないようにすること。
 - ロ、落書き等は絶対にしないこと。
 - ハ、建物、器物等は丁寧に取扱い、過って破損した時はすぐに届けること。事情により弁償の責を負わなければならない。
 - ニ、器具の使用後は、その後始末と整頓を行うこと。
- (2) 放課後までは許可なく校外に出ないこと。
- (3) 欠席、遅刻、早退、欠課はなるべくしないように努力すること。
 - イ、欠席の時は必ず保護者より、すみやかに連絡すること。
 - ロ、病気欠席1週間以上のときは医師の診断書を担任に提出する。
 - ハ、遅刻した者は生活指導部の許可を得て入室し、当日中に学級担任に届け出ること。
 - ニ、欠課・外出・早退する時は、学級担任及び生活指導部に申し出てその許可を得ること。
 - ホ、親族死亡による忌引きは早急に届け出ること。忌引き日数は次の通りとする。

父	母	5日以内
祖父母・兄弟姉妹		3日以内
その他親族		1日
- (4) 校舎内、及び登下校時には下駄・サンダル等を履いてはならない。
- (5) 工場内では特に安全に留意すること。
- (6) 廊下等では、走ったり、大声で談笑したりしないこと。
- (7) 授業開始及び終了の時には必ず誠意ある挨拶をかわすこと。
- (8) 授業中は静粛にし、自室はもちろん、他室に迷惑をかけるような行動をしてはならない。
- (9) 考査は堂々と受け、監督者の注意を守り、不正行為をしてはならない。
- (10) 集会・ポスターは生活指導部に届け出て許可を得なければならない。
- (11) 学校並びにクラブ所属の物品は無断で使用したり持ち出したりしてはならない。
- (12) 所有物には姓名を明記し、盗難、紛失、拾得は直ぐに届け出ること。
- (13) 金銭、物品の貸借はみだりにしないこと。

(14) 授業日以外の登校は、警備員または登校の先生に必ず届け出ること。

(15) アルバイトは、原則禁止とする。

(16) 原動機付車両、自動車、単車で通学してはならない。

4、校外

(1) 不健全な場所に立ち入らないこと。

(2) 飲酒、喫煙等の誘惑に陥らないこと。

(3) 旅行、キャンプ、登山等は、保護者の許可を得て学校に届け出しておくこと。

(4) 暴走行為・暴走行為の見物は絶対にしないこと。

5、その他

学校で定められた規則及び自治会の決議を経て定まったことは、忠実に実行すること。